

一般電子たばこ工業会

JAPAN Electronic Cigarette Industries Association.



JECIA

工業会規約

制定 2010年10月28日（初版）

一般電子たばこ工業会規約

第1条 (名称)

本会は、一般電子たばこ工業会と称する。
英訳を、JAPAN Electronic cigarette Industry Association. とし、
英略称を JECIA とする。

第2条 (目的)

本会は、日本国内における主要流通を介して電子たばこを製造販売するに関し、表示の統一、安全管理の向上を目的とし、併せて会員相互の親睦を図る事を目的とする。

第3条 (事務局)

本会の事務局は、理事会において定められた場所に置く。

第4条 (会員の資格)

本会会員の資格は、以下の通りとする。

(4-1) 正会員

日本国内における主要流通の、コンビニエンスストアー、家電量販店、ホームセンター、ドラッグストアー等に電子たばこの販売実績を有し、国内外に自社又は系列会社が生産工場を有する日本国法人及び、同上主要流通に自社が発売元となり販売実績を有する日本国法人。

また、次に掲げる要項を満たす法人とする。

- (イ) 品質保証部門、品質管理部門を有し、その実績が証明されていること。
- (ロ) お客様センターを有し、その実績が証明されていること。
- (ハ) 使用される、素材、溶液などを第三者機関で安全管理されていること。
- (ニ) 電気的技術者を要する団体、又は電気的技術者を有する会社と協力体制にあること。
- (ホ) その他、電気用品安全法等の日本国内法律を遵守すること。

(4-2) 準会員

正会員資格の通信販売を除く日本国内における主要流通に販売実績が無い団体で、第4条-1(イ)～(ホ)の項目を満たす日本国法人。

(4-3) 準会員の正会員資格取得

準会員は JECIA 及び正会員表示を省いた JECIA 規約に準ずる表示を実施した商品を本会の承認を得て販売し、6ヶ月間以上の実績経過後に正会員申請手続きを経て正会員とする。

第5条 (入会の申し込み)

第4条の資格を満たす者は正会員1社以上の推薦を経て所定の書式を以て何時でも申し込みすることができる。

また、申請時には JEICA規約に従った販売しようとする代表的商品を添付すること。

第6条 (入会の承認)

入会の承認は理事会で行う。

第7条 (退会)

会員が退会しようとするときは退会届を会長に提出すること。

第8条 (除名)

会員が次の各号に該当するときは、理事会の決議によって除名する事ができる。

(8-1) 本会の名誉を汚し、又は信用を失わせる行為があったとき。

(8-2) 規約又は理事会の決議を無視する行為があったとき。

(8-3) 著しく会費を滞納したとき。

第9条 (権利)

会員は、本会に対し次の権利を有する。

(イ) 理事会に出席し、議決権を有する。

(ロ) 本会で定められたロゴマーク、表示を商品に掲載する権利を有する。

第10条 (義務)

会員は、本会に対し次の義務を負う。

(10-1) 本会の規約及び決議を遵守すること。

(10-2) 本会で定められた、品質管理、商品表示をすること。

(10-3) 所定の入会金、会費を支払うこと。

第11条 (資格の喪失)

会員は次の各号に該当するときは、その資格を失う。

(11-1) 退会したとき。

(11-2) 除名されたとき。

(11-3) 本会が解散したとき。

第12条 (権利の喪失)

退会した者、又は除名された者は、会員として一切の権利を失い、既に納付した会費その他の本会の資産に対して、如何なる請求をする事はできない。

第13条 (役員)

本会には次の役員を置き、理事会を組織し、各役員は兼務を認める。

- (13-1) 会長 1名
- (13-2) 理事 全正会員
- (13-3) 役員は無給とする。

役員に関して必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

第14条 (役員の選出)

理事会において、会員の中から推薦し、理事会において選出する。

第15条 (役員の任期)

役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第16条 (役員の職務)

役員は以下の職務を担い、本会運営に必要な権限を有する。

- (16-1) 会長は、本会を代表し全般を統括する。
- (16-2) 理事は本会の重要事項を審議決定する。
- (16-3) 理事は会計報告を審理、監査する。
- (16-4) 会長はその職務を円滑に推進するため次の担当を任命する。
 - (イ) 会計担当
 - (ロ) JECIAホームページの作成と保守
 - (ハ) 事務担当(受付窓口★)

★電話は専用回線を設定せず、受付窓口担当の会社内に設置する。

第17条 (理事会)

本会は原則として年初に会長が招集し、次の事項を議決する。
但し、新規加盟承認を含め会員からの議案、決議要請があつた場合は必要に応じて開催することができる。

- (イ) 事業計画及び予算の決定
- (ロ) 役員の選任
- (ハ) 会計報告
- (ニ) 品質表示規定
- (ホ) 新規加盟承認

第20条 (理事会の成立及び議決権)

理事会の議決は、会員の半数以上が出席し、その3分の2以上の多数をもって行う。

第21条 (会計等)

本会の会計は次の通りとする。

- (21-1) 本会の事業年度は毎年1月1日から、12月31日までとする。
- (21-2) 本会の収入は、入会費、年会費とし、以下に定める。
 - (イ) 入会金は全て 10,000円とする。
 - (ロ) 年会費は全て 10,000円とする。
 - (ハ) 入会金は随時、年会費は年初1月に、全会員が会計担当に支払う。
送金にかかる手数料等は会員が負担する。
- (二) 会長は、毎事業年度終了とともに、収支に関する報告書を作成し、理事会で承認を受ける。

第22条 (解散及び清算)

本会は、理事会の決議によって解散する。この時の清算人は会長とする。

